



さかど

市議会だより

No.176

令和7年5月1日発行

- P 2 第1回3月定例会 令和7年度予算は364億3,700万円に
- P 11 一般質問 10議員が市政を問う
- P 16 議会報告会を動画で配信します

写真：太宮住吉神楽で盛り上がる境内 坂戸フォトグラファー 中島光陽さん撮影

本会議の様子を
配信しています



第1回3月定例会（2月17日～3月12日・24日間）

この定例会では、市長から32議案が提出され、慎重に審議した結果、すべての議案を承認、原案のとおり可決及び同意しました。また、議員から提出された1議案についても、原案のとおり可決しました。

令和7年度一般会計予算は、

364億3700万円（前年度対比11・6％増）

【市長の提案理由説明から抜粋】

◆一般会計予算

施政方針に基づき、各種施策を着実に実行するための予算で、歳入歳出予算の総額は364億3700万円（前年度対比37億8200万円、11・6％増）です。

予算編成に当たっては、社会環境の変化や多様化するニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、地方財政の厳しい状況を踏まえ、歳入歳出両面の見直しを進めました。



※一般会計…行政運営の基本的な経費を経理する会計。

◆特別会計予算

＜石井土地区画整理事業＞

歳入歳出予算の総額は3億5111万円、歳出の主な内容は、道路等の築造工事費、物件移転に伴う補償料等です。

＜坂戸中央2日の出町土地区画整理事業＞

歳入歳出予算の総額は1509万1千円、歳出の主な内容は、地方債の償還等に要する経費です。

＜片柳土地区画整理事業＞

歳入歳出予算の総額は7億6947万2千円、歳出の主な内容は、道路等の築造工事費、物件移転に伴う補償料等です。

※特別会計…特定の事業を行うために、一般会計と区別して経理する会計。



＜関間四丁目土地区画整理事業＞
歳入歳出予算の総額は1億865万2千円、歳出の主な内容は、地方債の償還等に要する経費です。

＜国民健康保険＞

歳入歳出予算の総額は95億6367万4千円、歳出の主な内容は、保険給付費等です。

＜介護保険＞

歳入歳出予算の総額は79億7909万1千円、歳出の主な内容は、保険給付費等です。

＜後期高齢者医療＞

歳入歳出予算の総額は18億7617万6千円、歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金等です。

＜公平委員会＞

歳入歳出予算の総額は52万円、歳出の主な内容は、委員会の運営に要する経費です。

主な総括質疑

＜坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例制定の件＞

問 本条例の概要と制定理由は。
答 本条例は、10kW以上の太陽光発電設備の設置を規制する規制区域と、それに準ずる抑制区域を定めるほか、発電事業者に対して事前協議や地域住民への説明会の開催を義務付けるとともに、太陽光発電設備の維持管理等について必要な事項を定めている。太陽光発電については、再生可能エネルギーの有効活用の方策として重要と認識しているが、直接土地に設置する太陽光発電により、災害の危険性や自然環境・生活環境等の悪化を招くなどの問題が全国的に発生しているため、太陽光発電の適正な設置、維持管理及び解体等に関し、必要な事項を定めようとするものである。



3月定例会日程

- 2月17日（開会）
 - 市長提出議案の上程／提案説明
 - 人事案件の上程／提案説明
- 2月20日
 - 議案に対する質疑（総括質疑）
 - 予算決算常任委員会
- 2月25日
 - 総務文教常任委員会
 - 予算決算 総務文教分科会
- 2月26日
 - 市民福祉常任委員会
 - 予算決算 市民福祉分科会
- 2月27日
 - 環境都市常任委員会
 - 予算決算 環境都市分科会
- 3月4・5・6日
 - 市政一般質問
- 3月7日
 - 予算決算常任委員会
- 3月12日（閉会）
 - 市長提出議案の討論／採決
 - 人事案件の討論／採決
 - 市長提出議案の上程／採決
 - 議員提出議案の上程／採決



＜令和7年度坂戸市一般会計予算を定める件＞

問 予算規模が増加した要因は。
答 北坂戸地区まちづくり推進事業が6億9309万3千円、関間千代田線整備事業が5億6267万3千円増加したことをはじめ、児童手当支給事業が支給対象者拡大等の制度改革の通年化により4億1990万7千円増加したほか、基幹系業務システム管理運用事業、認定こども園等推進事業、自立支援給付費等支給事業、障害児給付費等支給事業、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険の各特別会計への繰出金など、大型事業やシステム改修、扶助費や特別会計への繰出金などの増加によるものである。

令和7年度一般会計予算

◆主な事業

安心して子育てができ、みんなが活躍できるまちづくり	○教材費等補助事業 ○学童保育所運営管理事業	4,003万9千円 3億825万6千円
互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり	○介護保険事業者支援事業 ○予防接種実施事業	6,763万5千円 4億844万1千円
誰もが安心して、安全に暮らせるまちづくり	○防災連携推進事業 ○交通安全施設等整備事業	1,848万2千円 6,115万7千円
自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまちづくり	○ごみ収集・運搬事業 ○住宅耐震改修促進事業	3億7,399万5千円 205万円
市民とともにつくる、みんなが輝く誇れるまちづくり	○行政改革推進事業 ○統合型内部情報システム管理運用事業	245万6千円 1億1,013万2千円

問 7年度予算における主な子ども・子育て支援の取組は。

答 次代を担う子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子どもが中心となって活躍できるまちを目指すため、現在、坂戸市こどもまんなか計画の本年3月策定に向けた準備を進めており、当該計画に位置付けられる予定の各種取組を7年度予算に反映させている。主なものでは、ひとり親世帯及び就学援助世帯への坂戸産米の配布、病児保育に係る保護者負担額の無償化、学校給食費の無償化等の経費を引き続き計上したほか、新たな取組として、こども家庭センターで実施する子育て世帯訪問支援事業、プレコンセプションケアに係る講演会、1箇月児健診、おたふくかぜの予防接種費用の助成、学童保育所第二わんぱくクラブの増設工事等の経費を計上している。



※プレコンセプションケア…妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと。

問 市債残高が10年前から見ると激減しているが、その理由は。

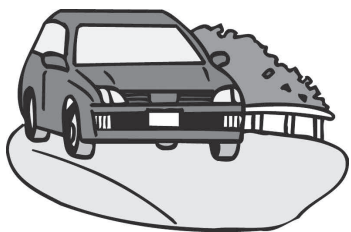
答 主な要因は、平成13年度から国の施策として借入れが開始された臨時財政対策債について、既に借入れをしたものが20年にわたる償還期間を経て完了したことや、毎年度10億円以上国から示されていた発行可能額が4年度以降大幅に減少し、借入額も大幅に減少したことが挙げられる。また、普通債の借入時にその借入れが過度に後年度への負担とならないよう適切に借入れを実施してきたことも理由の一つと考えている。



問 新たな取組として、市立中学校に在籍する生徒に国語辞典を配布することだが、これは7年度のための事業なのか。

問 本市の区域内における他市町道路線の認定の承諾について

問 本議案は、東松山市が市道路線の認定を予定している関越自動車道高坂サービスエリア側道の一部が本市の区域内となっているため、東松山市から本市に行政界を越える市道路線の認定について協議があり、道路法の規定により提出されたものとのことである。この東松山市の市道路線の認定を承諾することに伴い、本市に不利益はあるのか。



答 河川区域内であり坂戸市民が居住する住宅等が存在しないこと、道路の管理に係る本市の費用負担は発生しないことなどから、不利益はないと考えている。

問 工事請負契約の締結について（坂戸市立片柳小学校校舎外壁等改修工事関係）

問 塗装の色などの外壁のデザインは、どのように決定するのか。

答 6年度に実施した設計の段階で、児童や教職員の意見を踏まえてデザイン案を作成し、設計及び施工に関する制約等を総合的に勘案しながら、最終的なデザインを決定しているところである。

問 財産の取得について（坂戸市勝呂地域交流センター空調設備関係）

問 1回目の入札で応札がなく、仕様を見直して2回目の入札を行ったとのことだが、このことで当初の計画から工事やリースの開始に遅れは生じないのか。

答 4月からの工事開始を予定しており、6月末までの3箇月間で空調設備の設置工事は完了する見込みであることを確認しているため、7月1日からのリース開始に支障はないと考えている。

答 国語辞典の配布は、7年度は市内中学校に在籍する1年生から3年生までの生徒全員に配布し、8年度以降については、中学1年生のみに配布していく予定で検討している。

問 難聴児補聴器購入費助成金の概要は。

答 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入費又は修理費について助成するもので、購入費又は修理費の3分の2の助成額を9割の助成額とする。また、世帯の所得に応じて負担上限月額を設定するとともに、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は全額助成とすることにより、更なる負担軽減を図っていく。



議員提出議案

議員提出議案第1号

坂戸市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い「懲役」を「拘禁刑」に改める規定の整備をするとともに、必要な経過措置を設けるものである。



議会傍聴について

6月定例会は
5月28日開会の予定です。



※変更の可能性もありますので
お電話等でご確認願います。

虚礼廃止に関する決議について

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

本市議会では「虚礼廃止に関する決議」を行い政治浄化に取り組んでいますのでご理解ください。

政治家が運動会やスポーツ大会へ飲食物を差し入れることはできません。



〈令和7年度坂戸市国民健康保険特別会計予算を定める件〉

問 7年度の本特別会計の予算編成の特徴は。

答 歳入面では、5年12月に策定された埼玉県国民健康保険運営方針第3期に基づき、国民健康保険税率の所得割及び均等割の改正を行うとともに、賦課限度額の引上げにより、国民健康保険税の増収を見込んでいます。歳出面では、被保険者数の減少から保険給付費は減少傾向にあるが、県に支払う国民健康保険事業費納付金が約1億4千万円の増加となっている。なお、歳入歳出予算総額を前年度と比較すると、1億367万4千円の増額となっている。



予算決算

〈付託議案第14・21号〉

問 国会で国の7年度当初予算の審議が行われており、少数与党のため安定した国会運営とならず、29年ぶりに当初予算の修正が行われ、過日、衆議院を通過した。衆議院では、各党から出された提案の調整で国も混乱したが、これらの国の政策による本市への影響は。

答 現在、7年度税制改正関連法案が国会で審議中であり、いわゆる年収103万円の壁が160万円に引き上げられる改正案での基礎控除額の引上げについて、個人住民税については見送られる見込みだが、給与所得控除の引上げについては、最低保障額が所得税、個人住民税、それぞれ55万円から65万円に10万円引き上げられ、個人住民税については8年度課税分から適

用される予定となっている。給与所得控除額の最低保障額が65万円に引き上げられる場合、およそ3千万円が8年度に減収となる見込みであり、個人市民税の課税額等を基準に実施している各種事業に影響が出ることが考えられるため、影響範囲について、その他の審議中の内容を含め、国の動向を注視し、検証していく。

問 奨学金返還支援補助金は、71万8千円の減額補正となっている。この補助金は6年度の新規事業としてスタートし、6年度の申請期限は9月末日だったが、減額補正を行う理由は。

答 60人分の予算に対して58人の交付であったこと、また、1人当たりの補助金について、市内勤務は10万円の予算に対して交付額が平均約8万1千円、市外勤務は8万円の予算に対して交付額が平均約7万2千円であったことによる執行残である。



問 河川監視カメラの運用状況は。

答 高麗川の城山橋、大谷川の大谷橋、飯盛川の飯盛川排水機場、葛川の新葛川橋の4箇所に設置しており、気象台から台風や大雨に関する注意報又は警報が発表された際には防災安全課内のモニターで河川水位を監視している。また、当該カメラの映像は、市のホームページや防災アプリでも確認できるようになっている。

問 水泳指導業務委託の委託先事業者は。

答 市内にある東坂戸スイミングスクール、北坂戸スイミングスクール、スウィン坂戸スイミングスクール及びJPSイミングカレッジ城西大学の4事業者である。



問 高齢者補聴器購入費補助金に該当する対象者は。

答 普通の大きさの声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する中等度難聴の方としており、聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で障害者手帳の交付対象とならない方となる。



問 生活保護の業務に従事するケースワーカーの配置基準は。

答 社会福祉法により生活保護受給世帯数に応じた標準配置人数が規定されており、6年4月時点では、生活保護受給世帯616世帯に対し、標準配置人数が7名となっている。なお、6年度において生活保護に関わるケースワーカーは7名である。

問 妊婦のための支援給付金について、この事業の今後の展望は。

答 子育て家庭の経済的な支援につながるともに、妊娠、出産、子育てに寄り添った相談支援と併せて実施することで、妊婦の産前産後の心身の負担を軽減し、その後の妊娠・出産を前向きに捉えることにつながり、少子化対策に寄与するものと考えている。

問 省エネ機器設置等補助金の予算額の内訳は。

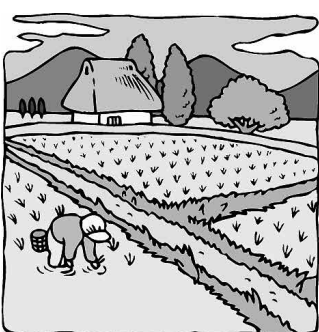
答 太陽光発電システム、蓄電池及び家庭用燃料電池について、1件3万円の103件分として309万円、電気冷蔵庫及びエアコンについて、1件2万円の250件分として500万円、合計809万円である。

問 粗大ごみの戸別収集に使用するEV車を導入予定とのことだが、EV車をディーゼル車と比較した際の環境への配慮は。

答 現在使用している天然ガス車は、ディーゼル車と比較して二酸化炭素排出量を25%削減する効果があるが、EV車では二酸化炭素排出量がゼロとなるため、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものと考えている。

問 容器包装廃棄物の処理費用は。

答 資源プラスチックについては、1ト当たり3万5860円、予定排出量1500トで、年間約5500万円、資源ペットボトルについては、1ト当たり9万1300円、予定排出量370トで、年間約3400万円の支出を見込んでいる。



問 農地耕作条件改善事業における具体的な整備内容は。

答 同事業は、浅羽地区において公益社団法人埼玉県農林公社が事業主体として実施するほ場整備事業であり、水田については、現在主に1反程度となっている農地の区画を3反以上に拡大するため、畦畔の除去及び整地を行うとともに、水路については、土水路や老朽化した水路を改修し、コンクリート製の新しい構造物の設置を行う。

問 島田地区の埼玉型ほ場整備事業の7年度のスケジュールは。

答 8月頃までに工事発注に向けた設計・積算や関係機関等との協議・調整を行い、9月頃の工事説明会や地元回覧等による周知を経て、農作業が終わる10月頃から3月まで工事を実施する予定である。



総務文教

〈付託議案第2・3・4・6・8・9・13・29号〉

問 市職員の介護両立支援制度等の取得状況は。

答 短期間の介護のための特別休暇の取得者は、4年度は3名、5年度は1名、6年度は7年1月末時点で4名である。介護休暇及び介護時間の取得、並びに要介護者を介護する職員の深夜勤務及び時間外勤務の免除の請求はなかった。

問 越辺川と高麗川の水防活動は、これまで越辺川・高麗川水害予防組合を構成する本市と毛呂山町及び越生町の1市2町で連携して行ってきたが、同組合の解散に伴い、今後は、各市町が単独で水防責任を負うことになる。このことにより、河川流域の水防活動への対応力が低下することにならないか。

答 水防訓練については、毎年、越辺川・高麗川水害予防組合の構成市町合同で実施してきたが、近年では水害時の対応を3市町で連携して実施した実績はない。

組合を解散し、各市町で水防活動を行うことは、指揮系統や連絡体制がスマート化され、災害対応を迅速に行うことができるようになるとともに、近年多発している短時間における記録的な大雨など、年々多様化していく水害に対して各市町の地域特性に合った活動の実施につながると考えており、水防活動への対応力が低下するおそれはないと考えている。



問 教師用指導書等を取得する理由は。

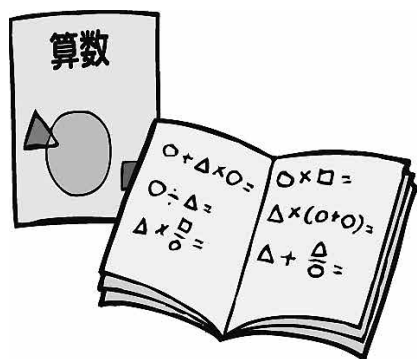
答 教師用指導書は、各学校の教員が児童生徒に対して効果的な授業を行えるよう、教材研究を充実させるために取得する。また、DVDなどの指導教材も同様に、学習効果を高めるために取得する。

環境都市

〈付託議案第5・10・12・15・16・17・22・23・24・25・30号〉

問 坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例について、発電事業者が所在不明となった場合の太陽光発電設備の撤去については。

答 条例第18条の太陽光発電設備の維持管理等において、発電設備の維持管理並びに解体及び撤去に充てる資金の積立てについて規定しているが、発電事業者が所在不明となった場合には、土地所有者に撤去まで求めることは現実的には難しいと考える。国においては、解体等に要する費用を第三者機関へ預託する方向で検討が進められていると聞いているため、今後これらの動向を注視していく。



問 教師用指導書等は、4年ごとに行われる教科書改訂に伴い、改訂された教科書に沿ったものを購入しているとのことだが、教科書改訂はどのように行っているのか。

答 本市は、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町及び越生町で構成される採択地区に属しており、この採択地区で、採択地区内の教育長及び教育委員で構成される教科用図書採択協議会を設置している。この協議会において、各教科に精通している校長や教諭等の調査研究専門員が作成した資料を基に協議を行い、採択し、各地区の教科書が決定するという流れである。



問 土地区画整理事業における保留地公売の方法や資格は。

答 方法については、入札又は抽せんにより公売するが、参加者がいない場合には、随意契約により申込順での公売となる。資格については、個人又は法人が自己用地として購入する場合に限り、指定期日までに土地代金の支払ができる方、破産手続開始の決定を受けて復権を得ている方となる。

問 片柳土地区画整理事業では、7年度及び8年度の街路築造等工事予定箇所に合わせて建物移転10棟を予定しているとのことだが、建物を移転する際の補償料はどのように決めているのか。

答 年度当初に移転物件調査積算業務委託を発注し、1件ごとに適正な補償料を算定している。

市民福祉

〈付託議案第7・18・19・20・26・27・28号〉

問 特定地域型保育事業者等における連携施設確保要件の一部緩和の内容は。

答 特定地域型保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育内容支援及び代替保育に関する要件の見直しとなる。保育内容支援に関しては、一定の条件を満たすと認められるときは、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものであり、代替保育に関しては、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合には、連携施設を確保しないことも可能とするものである。



問 関間四丁目土地区画整理事業では、保留地処分の進捗率が95・7%とのことだが、残りの保留地処分についてどのように考えているのか。

答 未処分である保留地が付け保留地であるため、対象となる方には早期に保留地を購入していただくよう、引き続き交渉を進めていきたい。



監査委員に

関 口 万 須 美 さん

坂戸市監査委員の野村康さんが7年3月31日をもって辞職することに伴い、その後任として関口万須美さんを選任することについて同意を求める提案がありました。議会では、全会一致で原案のとおり選任することに同意しました。

問 紙の教材で教育活動を行う方針は。

答 紙の教材の方が一覧性や集中して考えるときに優れていることや、児童生徒の特性により紙の方が学びやすいこともあると捉えている。また、紙に書く作業を通して知識の定着が図られる面があり、紙の教材で教育活動を行う良さがあると捉えている。今後も、全てをデジタル化することはせず、紙の教材とデジタル教材を併用しながら、それぞれの良さを生かした教育活動を行う方針である。

問 国語教育において語彙力^{ごいりよく}をどのように育成していくのか。

答 語彙力は全ての教科における資質・能力の育成や学習の基盤となるため、各学校では語彙を豊かにする指導の改善・充実を図っている。具体的には、国語辞典を引いて語句への理解や興味関心を深めることや、授業で学習した語句を話や文章の中で使うことを通して確実に習得



させる取組を行っている。

問 本市の非認知能力の育成に対する所見は。

答 子ども一人一人がより良い人生を送れるようにするため、また、全国学力・学習状況調査等の結果における課題の解決のためにも、他者と協働する力、やり抜く力などの非認知能力の向上は重要なものと捉えている。

問 非認知能力向上のための、学校での具体的な取組は。

答 授業をはじめ学校生活全般において取り組むことが重要である。特に、授業において、主体的に課題に向かい、他者と協働し、学びを深める「主体的・対話的で深い学び」の授業づくりを推進し、学習意欲、粘り強さ、協調性などの醸成につながるように取り組んでいる。

問 現在、孤独・孤立状態にある方への対応は。

答 福祉総合相談窓口で相談を受け止め、状況に応じ自立生活サポートセンター等の職員が訪問し、必要な支援を行っている。

問 離れて暮らす家族が簡単に見守りを行える、ラインを利用した「単身者安否確認システム」を導入する考えは。

答 高齢者の在宅生活を見守る、緊急時通報システムなどの取組の利用状況等を把握し、必要に応じ改善を図るとともに、新しいツールの利用も研究する。

問 不登校児童生徒への相談・支援体制は整備されていると認識するが、長期欠席の児童生徒に対し、学校はどのようにに関わりを持っているのか。

答 教職員を中心に、当該児童生徒等のニーズをくみ取りながら、家庭訪問や電話、手紙による連絡を実施している。

問 不登校の子どもに対し、教育委員会だけでなく、総合的な



支援が求められているが。

答 庁内連携会議を通じて様々な課題の共有を深め、地域における切れ目のない支援体制について、検討を進めていく。

問 孤独・孤立についての理解や意識を社会全体で高める「つながりサポーター」を認定し、事業として導入する考えは。

答 有効な取組であると認識するため、実施に向け検討する。

問 ひきこもり全体の状況把握や相談窓口の明確化、国・県の情報提供等を行い、誰一人取り残さない、重層的な支援体制を整備することは重要と考えるが。

答 多様な事情や困難を抱え、孤独・孤立に陥っている方やひきこもり状態にある方などの意思を尊重しながら、重層的な支援体制の整備を進めていく。

提出議案とその結果

(令和7年3月定例会)

全会一致の議案			
議案番号	議 案 名	議案番号	議 案 名
第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度坂戸市一般会計補正予算（専決第2号）関係）	第 18 号	令和6年度坂戸市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定める件
第 2 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件	第 19 号	令和6年度坂戸市介護保険特別会計補正予算（第4号）を定める件
第 3 号	職員の給与に関する条例及び坂戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	第 20 号	令和6年度坂戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定める件
第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件	第 21 号	令和7年度坂戸市一般会計予算を定める件
第 5 号	坂戸市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	第 22 号	令和7年度坂戸市坂戸都市計画事業石井土地区画整理事業特別会計予算を定める件
第 6 号	坂戸市いじめ問題調査審議会条例の一部を改正する条例制定の件	第 23 号	令和7年度坂戸市坂戸都市計画事業坂戸中央2日の出町土地区画整理事業特別会計予算を定める件
第 7 号	坂戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び坂戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	第 24 号	令和7年度坂戸市坂戸都市計画事業片柳土地区画整理事業特別会計予算を定める件
第 8 号	坂戸市水防団条例制定の件	第 25 号	令和7年度坂戸市坂戸都市計画事業関間四丁目土地区画整理事業特別会計予算を定める件
第 9 号	坂戸市水防協議会条例制定の件	第 26 号	令和7年度坂戸市国民健康保険特別会計予算を定める件
第 10 号	坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例制定の件	第 27 号	令和7年度坂戸市介護保険特別会計予算を定める件
第 11 号	坂戸市監査委員の選任について	第 28 号	令和7年度坂戸市後期高齢者医療特別会計予算を定める件
第 12 号	工事請負契約の変更契約の締結について（都市計画道路関間千代田線整備事業街路新設工事関係）	第 29 号	令和7年度坂戸市、鶴ヶ島市外三組合公平委員会特別会計予算を定める件
第 13 号	財産の取得について（令和7年度教師用指導書等（年度当初分）関係）	第 30 号	市の区域内における他市町道路線の認定の承諾について
第 14 号	令和6年度坂戸市一般会計補正予算（第5号）を定める件	第 31 号	工事請負契約の締結について（坂戸市立片柳小学校校舎外壁等改修工事関係）
第 15 号	令和6年度坂戸市坂戸都市計画事業石井土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を定める件	第 32 号	財産の取得について（坂戸市勝呂地域交流センター空調設備関係）
第 16 号	令和6年度坂戸市坂戸都市計画事業片柳土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を定める件	議員提出第 1 号	坂戸市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 17 号	令和6年度坂戸市坂戸都市計画事業関間四丁目土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を定める件	※市長提出議案第26号は、採決時に退席した議員あり。	

賛否の分かれた議案		会 派 名					
		民 政 ク ラ ブ	公 明 党	民 主 の 会	さ か ど 新 政 会	み ら い	日 本 共 産 党
議案番号	議 案 名	(4人)	(4人)	(4人)	(3人)	(2人)	(2人)
—	※今回は賛否の分かれた議案はありませんでした。	—	—	—	—	—	—

(令和7年3月12日現在)

民 政 ク ラ ブ				公 明 党				民 主 の 会				さ か ど 新 政 会			み ら い		日 本 共 産 党		無会派
石井 寛	森田 文明	波多野 功和	中島 浩喜	古内 秀宣	柴田 文子	野沢 聖子	綿貫 正寿	弓削 勇人	中村 拓史	吉川 厚季	小川 未奈子	飯田 恵	吉原 正洋	鍋木 幸代	小澤 弘	田中 栄	新井 文雄	大山 嘉代子	(猪俣 直行)

() は議長

学校教育における学力向上の取組について

中島 浩喜

孤独・孤立支援対策について

野沢 聖子

問 厚生労働省が設定したヤングケアラー集中取組期間である4年度から6年度までの期間に、教育委員会がヤングケアラー対策として行った主な取組は。

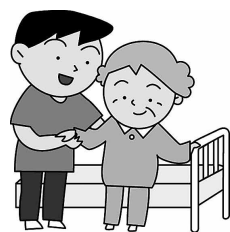
答 4年度は、小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に実態調査を実施し、5年度には、埼玉県教育委員会が実施するヤングケアラーサポートクラスという出張授業を城山学園で実施した。6年度は、埼玉県教育委員会が作成したヤングケアラー授業デザインキットを使用した授業や啓発DVD・動画の視聴等の取組を行うよう促し、実施した学校もある。教職員を対象にした研修は、ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会への参加や坂戸市学校人権教育専門委員会、各校の人権担当教員に県が作成したヤングケアラーハンドブックやヤングケアラースタートブックの活用を促し、関係資料を活用した研修を実施した学校もある。

問 ヤングケアラーの早期発見、早期支援のための調査方法への教育委員会の現在の認識は。

答 児童生徒の気持ちを尊重し、その後のケアがしやすいように、任意の記名式とすることなども含め、調査・研究する。

問 集中取組期間に市長部局が実施した主な取組は。

答 4年度に、坂戸市要保護児童対策地域協議会の研修会で、ヤングケアラーをテーマに講演会を開催し、翌年度から、同協議会でヤングケアラーの支援方法について協議を進め、情報共有や連携強化に取り組んでいる。毎年11月のケアラー月間には、こども家庭庁から送付されたポスターやリーフレットを市内小・中学校及び公共施設等に配布し、普及啓発に努めている。



問 ネット・ゲーム依存について相談対応をしたことがあるか。

答 携帯電話の使い過ぎやゲームのやり過ぎが心配という相談は、各学校で受けている。依存状態に近い相談もある。

問 ネット・ゲーム依存は不登校問題に関連するか。

答 遅刻や欠席が増えたり、ネット・ゲームの中に居場所を求めるなどして、登校に意義を見出せなくなることが、不登校につながる理由の一つだと考える。

問 児童生徒のネット・ゲーム依存への対応についての所見は。

答 スマートフォン等の適切な利用について児童生徒相互に話し合わせるなどして、学習や運動、睡眠時間の確保とともに自分を律することの大切さに自ら気付けるような児童生徒を育てていきたいと考える。



ジで周知を図る考えは。

答 掲載内容も含め検討する。

問 小児期の香害・化学物質過敏症の症状や危険性について、保護者に周知する考えは。

答 乳幼児健診会場への国のポスターの掲示などを検討する。

問 児童生徒や保護者から、香害・化学物質過敏症についての相談はあるか。

答 他家庭の柔軟剤の香りがきつくてつらい、体調を崩すことがあるといった相談を受けている学校は複数ある。

問 児童生徒、教職員や保護者への啓発についての所見は。

答 つらさを感じている方が訴えやすくなることにつながり、周りの方の理解促進にも寄与すると考え、今後も啓発をしていくことは重要であると考えている。

一般質問

市民の願いを実現するために

学校教育について

防災対策について

問 本市の学校教育の基本理念は。

答 学び合い交流する人づくりのまちを目指し、生きる力を育む教育を推進するとともに、教育の機会均等、合理的配慮に留意し、より良い教育環境の整備に努めることである。

問 学校教育における体験学習の意義は。

答 自然の大切さや文化芸術の良さを実感すること、体験を通して学びに向かう力、人間性等を育むことなどである。

問 校外学習で特に重視されている対策は。

答 事前に下見を行うなどし、活動時のリスクや緊急時の対応について、行先の関係機関等ともよく確認をし、事前に引率教員で共通理解を徹底し、対応できるようにしている。

問 ラーケーションに関しての認識は。

答 平日に保護者が休暇を取り、児童生徒と校外における体験や



探究的な学びを計画し、実行するものである。その際、定められた日数の範囲内で欠席扱いとならない制度で、いくつかの自治体で導入している。

問 ラーケーションの取組が及ぼす児童生徒の学習意欲への影響については。

答 知的好奇心や探究心が高まり、保護者と共に学ぶことで、自己肯定感ややる気の向上も期待できる場合もあると考える。

問 ラーケーション導入自治体では、保護者の休暇取得も促進でき、ワークライフバランスや地域活性化の向上にも効果を見せているとのことだが、この取組を検討する考えは。

答 導入自治体の実施状況や成果と課題等について情報を得るとともに、今後研究する。

問 レアラートについては。

答 災害オペレーション支援システムと連携された、テレビやラジオ等のメディアやインターネット等に避難情報等を迅速に提供できる仕組みである。

問 新総合防災情報システムについては。

答 国と都道府県などの防災システムと連携し、災害時に様々な機関が収集した情報を共有、地図化するなどにより、被害時に全体像を把握し、迅速かつ的確に災害対応を可能とするシステムである。

問 このシステムが運用開始されたことにより、市の災害対応に、どのように役立つのか。

答 県や市が持っていない、より広域的な情報についても得られることから、大規模災害時などには、被害の全体像を把握した上で、災害対応ができるものと考えている。

問 避難所における通信の確保については。



答 電気通信事業者等との更なる密接な連携を図るなど、災害時における通信環境の確保に努めていきたい。

問 避難所となる小・中学校の屋内運動場に空調設備を整備するに当たり、換気システム型の空調の導入を検討する考えについては。

答 天井付近にダクトを設置し、室内の空気を換気することで、人がいる床面付近の温度を効率的に調整する換気システム型方式を含め、機能や効果、コスト等の比較検討を充分に行い、適切な設備を導入したい。

問 空調の自立発電式の設備を導入する考えについては。

答 防災担当部局をはじめとする関係課と連携し、適切な方法について検討していく。

一般質問

一般質問の詳細は、ホームページでご覧いただけます

問 東武越生線と東武東上線との接続改善については。

答 東武鉄道に、要望を続ける。

問 越生線と東上線との相互直通運転についての所見は。

答 重要な取組と考える。東武鉄道に対し、要望を行っていく。

問 地域交流センターなどを利用し、市民バスのターミナルを設置することは。

答 運行計画見直しの際に、バスターミナルの設置も考慮し、運行計画の改善に努めていく。

問 市民バスの医療機関へのアクセス向上についての所見は。

答 市外の病院へ通院する市民も多い。運行計画の見直しの中で、検討を進めていく。

本市のぐみ処理施設について

問 西清掃センターの修繕料が年々増大しているが、要因は。

答 一部焼却設備の延命化を図ったが、老朽化のため、計画にない緊急的な修繕が増えている。

問 西清掃センターは15年間の

延命化を行い、残りの耐用年数が7年となった。ぐみ処理の広域化について所見を伺う。

答 施設の更新を含め、将来のぐみ処理の方向性を検討する必要がある。近隣自治体の動向を見ながら、最適な時期に協議を進めていく。

問 ごみ処理で共同事務を行う場合、考えられる組合せは。

答 広域化の協議が進められている川島町を除き、隣接する自治体との組合せも考えられる。

問 ごみ処理、福祉、市民生活など、広域化や複合化を検討していくことについては。

答 重要な選択肢である。ぐみ処理や多様な行政分野において、広域的な連携の有効性、近隣自治体の意向や動向も踏まえ、最善の方策について検討していく。



通学路の安全対策について

問 第5期埼玉県通学路整備計画のうち、本市が行う安全対策の実施状況については。

答 通学路安全総点検の結果から抽出した32箇所のうち、これまでに18箇所の安全対策が完了している。未完了の14箇所については、歩道整備を要するものが8箇所、その他が6箇所となっている。

問 通学路への防犯灯の設置については。

答 犯罪被害の軽減や、夜間における市民の安心安全に寄与するものであり、通学路であるか否かに関わらず、区や自治会からの設置要望及び設置基準に基づき設置を進めていく。

問 通学路への防犯カメラの設置については。

答 犯罪抑止や犯罪捜査の一助となるものであり、通学路に限らず、防犯カメラ設置費補助や、西入間警察署及び飲料水メーカーとの協定に基づき、防犯カメラ付自動販売機の設置を進めて

きたが、通学路への要望、動向を注視しつつ、今後もこれらの施策を進めていく。

問 アプリによる児童生徒の見守りサービスを導入する考えについては。

答 先進的な自治体の導入実績などを参考にしながら、調査・研究していく。

問 今後の通学路の安全対策については。

答 埼玉県が5年ごとに行っている通学路安全総点検に合わせ、関係各課や警察と連携した通学路の合同点検会議を実施していく。また、合同点検会議が実施されない年であっても、毎年6月に実施している通学路の危険箇所の要望報告により、継続的に安全対策を行っていく。



問 スーパーでの米の価格は、昨年6月頃までは5kg当たり2千円程度で推移していたが、10月には3400円を超えた。政府は備蓄米の放出を決めたが、最近では4千円前後で推移し、先の見通しが立たない。一方、生産者の新米の売渡価格は少し上がった程度で、生産者の経営状況は、厳しさが増すばかりである。農業従事者の高齢化が進み、食料自給率がカロリーベースで40%を下回る現在、農業・食料を守るため、農業支援は重要だが、市の農業施策の現状は。

答 第2次坂戸市農業振興ビジョンに基づき、担い手の育成・確保、農業の6次産業化や地産地消の推進、ほ場整備事業等各種施策に取り組んでいる。また、将来の農地利用の地域計画策定を進めるとともに、農地中間管理事業等を通じた担い手への農地の集積・集約にも努めている。

問 現在、本市で実施されているほ場整備事業は。

答 県等が事業主体となり、厚川・萱方地区、浅羽地区、島田地区を進めている。

問 以前は農家負担があったが、ほ場整備事業の農家負担割合は。

答 国の負担割合が50%、県が27・5%、市が22・5%で、農家負担はない。

問 生産者に好評な、農業者等支援補助金に対する市の考えは。

答 肥料をはじめ農業資材の価格が高騰する中、生産者は依然厳しい状況に置かれている。生産意欲の維持・向上を図るためにも重要な施策と考える。



本市の公共施設の今後について

問 公共施設の現状は。

答 昭和40年代から50年代の本市の人口増加に伴って建築したものが多く、建築年数も50年以上経過しているものもあることから、日頃より各施設の所管部署において、施設の適切な管理運営のため定期的な保守点検業務を実施している。

問 長寿命化対策は。

答 平成26年度に公共施設に関する総合管理計画である「坂戸市公共施設等マネジメント計画」を策定し、令和2年度までに各施設における「個別施設計画」を策定した。この計画は、従来の建替え中心の老朽化対策から、長期的な維持管理費の縮減や予算の平準化の実現のため、「長寿命化」へ転換を図るものである。

問 市庁舎の今後は。

答 市庁舎の建物は、昭和46年に本館を建築してから、2度の増築を行い、現在に至っている。公共施設等マネジメント計画及び個別施設計画に基づき、今後

も適切な維持管理を進めていく。

問 市庁舎の目標耐用年数に基づく建替えの時期は。

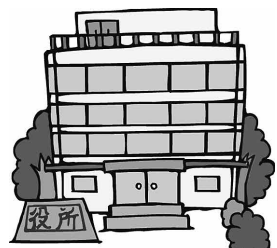
答 個別施設計画において、適切な周期で改修を行うことにより80年を目標としていることから、令和33年頃と見込んでいる。

問 市庁舎の現在から目標耐用年数までのライフサイクルコストは。

答 維持管理費、改修工事費、解体工事費などのライフサイクルコストは、約34億円と見込んでいる。

問 建設基金を創設する考えは。

答 市庁舎建替えの時期等を今後、議論していく中で、庁舎建設基金の創設を含め、財源の在り方を総合的に勘案しながら検討していく。



議会報告会を動画で配信します

令和7年3月定例会の内容について、議会報告会の動画を作成し配信します。

動画は、市議会ホームページからご覧いただけます。

また、YouTube 坂戸市公式チャンネルでも配信をしています。
ぜひご覧ください。

動画配信
開始日

令和7年5月1日から

二次元コードまたはホームページからご覧ください。

ホームページはこちらから

坂戸市議会 議会報告会

検 索



● アプリ「マチイロ」で市議会だよりを配信しています ●

「マチイロ」は自治体の広報紙や市議会だよりを閲覧することができる、スマートフォンやタブレット端末向けのアプリケーションです。

アプリのインストール
はこちら



※本アプリは広告代理店・(株)ホープが作成したものです。アプリ閲覧中は広告が表示されますが、その内容に坂戸市は一切責任を負いません。利用規則・プライバシーポリシー等については(株)ホープのホームページをご覧ください。
(二次元コードからご覧いただけます。)

編集後記

3月定例会では、7年度予算をはじめ、市民生活に欠くことのできない予算案や条例案などの審議が行われ、可決、成立しました。

3月定例会の内容についての報告として、議会報告会の動画を配信しています。本紙と併せてぜひご覧ください。

更に開かれた議会を目指して議論を重ね、これからもより一層分かりやすく、親しみやすい「市議会だより」を目指し、紙面づくりに努めてまいります。
(副委員長記)

広報委員会

委員長	野沢 聖子
副委員長	大山嘉代子
委員	中島 浩喜
委員	鍋木 幸代
委員	波多野 功和
委員	吉原 正洋
委員	中村 拓史
委員	小澤 弘



さかど市議会だよりは古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物油インキを使用しています。